

選択的夫婦別姓を認める民法改正の拙速な導入に反対を求める意見書

現在政府において、夫婦が同姓、別姓の選択を可能にする選択的夫婦別姓を認める民法改正案の提出が検討されているが、選択的夫婦別姓の導入における問題は多い。

三世代同居の減少など家庭を取り巻く環境の変化に加え、昨今、親子関係を巡る様々な痛ましい事件が多く報じられ、家族崩壊の危機が叫ばれる中、この制度が導入されることになれば、家族の絆が希薄になり、家族や家庭の崩壊を加速助長することにつながりかねない。

そして、親子別姓や兄弟姉妹別姓となることもあり、姓で呼び合う習慣が多い中で、地域社会に混乱をもたらし、子供に与える影響も大きなものがあると危惧する。

日本社会を支えてきた基礎的単位である家族や家庭の価値観を尊重する国民感情が根強くある中で、そのあり方に重大な影響を及ぼす選択的夫婦別姓について、世論は大きく分かれており国民的合意には至っていない。

よって、政府におかれては、婚姻制度及び家族のあり方に重大な影響を及ぼし、社会的混乱を招く恐れのある選択的夫婦別姓制度を認める民法改正を拙速に導入することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 22 年 9 月 24 日

島根県雲南市議会